

日本弁理士会協賛セッション

◆ 仮想空間における創作物の保護のあり方についての考察 ◆

【概 要】

近年のインターネット技術の拡充に伴い、2021年頃から、いわゆるメタバースのみならず、AR、VR等のXR技術やNFTといった仮想空間に関連するサービスが再脚光を浴びることとなった。それに伴う社会環境の変化に対応すべく、知的財産の世界においても、令和5年の不正競争防止法の改正や、令和6年の意匠審査基準の改訂、令和6年の商標の指定商品・役務ガイドラインの改訂、令和6年の特許庁政策推進懇談会の開催等、様々なアプローチから、仮想空間における創作物の保護のあり方について議論と施策がなされてきた。

一方、仮想空間上のサービスは多種多様で、知財実務や創作の現場においては、これらの現状把握は必ずしも正確にはなされておらず、また、上記議論をどのように整理したらよいのか、戸惑うことが多くあると考えられる。

そこで、本セッションでは、①日本弁理士会意匠委員会の田中咲江委員長より、仮想空間上の創作物とサービスの現状と模倣リスクについて紹介し、②上記議論の最前線に立つ大阪大学の青木大也准教授より、上記議論と諸問題についての整理を行い、③日本弁理士会意匠委員会の山内伸副委員長より、同意匠委員会において検討された、意匠法による仮想空間における創作物の保護のあり方について発表した後、全員でディスカッションを行う。

なお、本セッションにおける議論の内容は、本講演者の意見であり、各講演者が所属する組織や団体の公式見解ではないことを申し添える。

①仮想空間上のサービスの現状と模倣リスク

近年の仮想空間上のサービスは、もはや一過性のブームではなく、ある面では社会インフラとして定着しつつあり、その中での模倣リスクが存在するものと考えられる。このような仮想空間上のサービスの現状と模倣リスクについて、事例の紹介と問題提起を試みる。

②仮想空間における創作物の保護のあり方についての、これまでの議論と施策の整理

本報告では、意匠法を中心に、著作権法、更に令和5年改正を経た不正競争防止法上の商品形態模倣規制にも触れつつ、仮想空間におけるデザインの現行法による保護の可能性と課題について考察する。

日本弁理士会協賛セッション

◆ 仮想空間における創作物の保護のあり方についての考察 ◆

③意匠法による仮想空間における創作物の保護のあり方の考察

現行意匠法でも仮想空間におけるデザインの一部は「画像」としての保護が可能である。しかし、意匠法の保護対象としての「画像」は、操作画像および表示画像に限定されており、いわゆるコンテンツ画像は保護対象から除外されているため、仮想空間におけるデザインを十分に保護できているとは言えないと考えられる。

そこで、弁理士会意匠委員会において検討された、仮想空間におけるデザインをより効果的に保護するための意匠法改正の方向性について発表する。

具体的には、

- ・方向性 1（意匠法の保護対象を拡張する）
- ・方向性 2（物品の意匠権の効力を仮想物品に及ぼす）
- ・方向性 3（物品の概念を無体物に拡張する）
- ・方向性 4（新たな保護制度を創設する）

の4つの方向性を検討し、それぞれについて、模倣防止の可能性を確認するとともに、メリット、デメリットを明らかにする。

以 上

【講演者】

(1) パネリスト：青木 大也（大阪大学准教授）

大阪大学大学院法学研究科 准教授

産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 委員

特許庁政策推進懇談会 委員

(2) パネリスト：田中 咲江（日本弁理士会 意匠委員会 委員長）

日本弁理士会 意匠委員会（2019～）

日本弁理士会 商標委員会（2018～）

(3) パネリスト：山内 伸（日本弁理士会 意匠委員会 副委員長）

日本弁理士会 意匠委員会（2022～）

日本弁理士会 特許委員会（2014～2021） 副委員長 部会長歴任

(4) モデレーター：石井 隆明（日本弁理士会 意匠委員会 副委員長）

日本弁理士会 意匠委員会（2019～）

以 上